

住民合意のない詳細調査と処分場建設の中止を求めるアピール

—指定廃棄物最終処分場問題についての見解—

2014年7月18日

<呼びかけ人>

浅野富美枝（宮城学院女子大学教授）

伊藤 由子（加美町議会議員）

小澤 かつ（宮城県母親大会連絡会会長）

小野瀬裕義（生活協同組合あいコープみやぎ 理事長）

小関 俊夫（船形山のブナを守る会代表）

児玉 芳江（NPO法人しばた子育て支援ゆるりん代表理事）

鈴木 健三（栗原市、放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク代表）

鈴木 宏一（弁護士、女川原発の再稼働を許さない！2014みやぎアクション代表）

綱島不二雄（元山形大学教授、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター代表）

早坂富士夫（大和町、旧升沢下原住民の会代表・『権現茶屋』店主）

村口 喜代（村口きよ女性クリニック院長）

山田いづみ（弁護士・脱原発ひまわりネット代表）

=アイウエオ順=

3カ所とも適地ではなく、水源地への処分場建設強行は県民の安全と生業を脅かします

環境省は1月、放射能を含む指定廃棄物の最終処分場を建設する候補地として、宮城県内の3カ所を選考しました。候補地はいずれも水源地で、栗原市・深山嶽は岩手・宮城内陸地震の崩落地、加美町・田代岳は地滑りの対策が必要な場所、大和町・下原地区は自衛隊の誤射による着弾があった王城寺原演習場の緩衝地帯です。現地の3市町の首長は、詳細な理由を付して、適地とはとうてい言えない場所だと指摘しています。「3カ所とも建設すべきではない」（加美町議会の意見書、7月7日採択）ことは明らかです。

ところが、放射性廃棄物汚染対処特措法にもとづく政府の「基本方針」が、宮城を含む5県に一ヵ所ずつ処分場を建設することを打ち出していることをタテにして、環境省はあくまで処分場を押し付ける構えです。7月25日には石原伸晃環境大臣が宮城県に来て市町村長会議に出席し、詳細調査を受け入れさせようとしています。この詳細調査とは、安全かどうか、不適地かどうかを調べるものではなく、候補地から1カ所に絞り込んで国が処分場建設を強行するためのものです。

宮城県議会は3月20日、「候補地の3カ所は、いずれも水源地にあり、その下流域では、飲料水や農業用水として広く利用されており、候補地に選定されたことで、既に深刻な風評被害が生じている」とし、詳細調査について「前提がないまま調査を強行しないよう強く要望する」意見書を全会一致で採択しています。これは県民の総意で、同趣旨の意見書は大崎市議会、色麻議会、美里議会でも採択されています。

にもかかわらず詳細調査と処分場建設を強行しようとしている環境省と村井知事の姿勢を見て、処分場の事故や漏えいなどによる放射能汚染の発生、立地市町の生業と環境への重大な打撃、周辺と下流域の市町村の深刻な水汚染、農業・養殖漁業・観光業等の事業への被害を危惧する声が、宮城県の広範な住民、そして山形県の一部にも広がり始めています。

「水源地の自治体としての責任を果たす」（猪股洋文・加美町長）という関係市町の表明は、全県民の利益を守る立場に立ったものです。

私たちは、環境と民主主義の破壊を許してはならないと考え、石原伸晃環境大臣と村井嘉浩知事に対して、住民合意がない詳細調査と処分場建設は中止するよう求めます。

そして私たちは、広範な県民のみなさまにこのアピールに賛同していただくこと、あるいはそれぞれの考えにもとづいてこの問題で声を上げてくださることを、心から呼びかけるものです。

市町をミスリード（誤導）する、ズサンで無責任な国・県の態度が厳しく問われています

放射性廃棄物汚染対処特措法は、自治体の意見も住民合意も無視して処分場建設を強行できるという、たいへん強権的な法律です。しかし、民主党政権時代に栃木県や茨城県への処分場の押しつけは失敗しました。そこで安倍政権は、県知事に応援団をつとめさせ、行き詰まりの突破口を宮城県で開こうとしています。

村井知事は、市町村長会議という市町村に処分場を強要する土俵づくりを進め、それなのに自分を「自治体よりの行司」と表現して、県民をあざむいてきました。私たちは、県として指定廃棄物の総量を把握することさえ怠ってきたこと、環境省の好き勝手を許していること、県に一ヵ所の処分場をつくることが法律で決まっているかのように事実と異なる説明をして市町村を誤導してきたことも指摘して、村井知事を厳しく批判するものです。

環境省は、市町村長会議に処分場候補地の「選考基準」を示し、年間50万人以上の観光客がある地域は除外するとしていましたが、観光客の人数を「大字単位」で数えるという落とし穴を用意していました。このため、薬萊山に年間80万人以上の観光客があるのに、加美町・田代岳は除外されず候補地にされました。候補地の火山火口からの距離についても、広大な面積をもつ栗原市・深山嶺が候補地に入るよう、「4キロ以上」離れていればよいという非常にゆるい基準にしていました。環境省が公表した「地滑りマップ」は、「2012年版」としながら、引用しているデータは1980年代のもので、岩手・宮城内陸地震（2008年）で発生した山地の大崩落も、近年発見された地滑りも無視できるようにしていました。

狙いをつけた場所を候補地にするために、市町村をミスリード（誤導）して「選考基準」を呑みこませたり、暮らしている住民と育っている子どもたちがいるのにその命と安全を度外視して処分場を押しつけるやり方が、許されていいのでしょうか。

計画を中止して特措法と基本方針を見直し、問題を全体的に解決する道に転換しましょう

私たちは、今回の詳細調査と処分場計画を認めることができません。それは、計画を中止することこそ、問題の正しい解決への転機になると確信しているからです。

放射性廃棄物の処理は、その方針に関わる国民合意の形成が不可欠です。合意形成にも、その事業の推進にも、長い期間が必要です。合意形成にあたっては、①福島原発事故の収束への確かな道筋を示し、汚染水問題の解決に全力を挙げること、②被害の賠償と補償を誠実に進めること、③放射能による健康不安の問題に真摯に向き合うこと—が最小限の前提条件ではないでしょうか。公害事件は「汚染者負担」「汚染者責任」が原則で、福島第一原発事故を引き起こした東電と政府にその負担と責任ある対応を求めることが当然のことです。

ところが特措法と政府の「基本方針」は、この道とは正反対です。放射性廃棄物処理に関する国民合意の前提条件をつくる取り組みはまったく不十分で、現状では安倍政権の側から処分場計画をもちだす条件が整っていないことは明らかです。

特措法には、制定当時から強い批判があります。法の附則で3年が経過したら見直しすることがうたわされており、この規程に従って速やかに見直すべきです。

私たちは、放射性廃棄物汚染対処特措法と政府の基本方針を見直すこと、国民合意の前提条件づくりに真摯に取り組むこと、放射性廃棄物の処理を単独で取り出すのではなく「原発ゼロ」の選択なども含めて問題の全体的解決をめざす道に転換することを、強く訴えるものです。

以上